

監視カメラ設置・運用規程

１ 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、三重県が〇〇〇〇（受託事業者）に委託して伊賀市■■■■に設置する監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置・運用を図るものとする。

２ 設置目的

不法投棄が多発しているエリアにおいて、複数の監視カメラとＡＩによる画像解析を組み合わせた新たな監視手法の実現可能性や期待される効果（抑止効果含む）を検証し、将来的に「重点監視エリア及び重点監視地点」での無人による監視活動ができないか実証することを目的とする。

３ 設置の場所等

（１）設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、伊賀市■■■■に〇台の監視カメラを設置する。

（２）設置の表示

監視カメラの設置場所には、「不法投棄監視中」と記載された「設置表示板」を掲示する。設置表示板には設置者（受託事業者）名、連絡先を記載することとする。

４ 管理責任者等

- （１）〇〇〇〇（受託事業者）は、監視カメラ及びこれにより撮影して記録した画像データ等（以下「監視カメラ等」という。）の適正な運用管理を図るため、以下のとおり管理責任者を置く。

管理責任者	〇〇〇〇（管理責任者の氏名）
-------	----------------

- （２）管理責任者は、監視カメラ等の操作を行わせるため、操作取扱者を指定することができる。操作取扱者は以下のとおりとする。

操作取扱者	〇〇〇〇（操作取扱者の氏名）
操作取扱者	〇〇〇〇（操作取扱者の氏名）

【※ 管理責任者だけが監視カメラ等を取り扱う場合は、（２）は不要です。】

5 設置者（受託事業者）の責務

- (1) ○○○○（受託事業者）は、この規程の定めるところにより、監視カメラ等の適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシーの保護を図らなければならない。
- (2) ○○○○（受託事業者）は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間が終了した後においても同様とする。

6 画像データ等の管理

(1) 画像データの不必要な複製及び加工の禁止

画像データの不必要な複製や加工を禁止する。また、画像データは、設置目的以外の目的のために利用しない。

(2) 画像データの消去等

画像データ等を処分するときは、管理責任者を含めた複数人で、記録媒体から画像データが完全に消去されたことを確認する。

7 苦情等への対応

○○○○（受託事業者）は、監視カメラの設置、運用及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、三重県と連携の上誠実かつ迅速に対応することとする。

8 保守点検

○○○○（受託事業者）は、監視カメラの機能維持のため、○か月ごとに保守点検を行うものとする。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。